



地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況

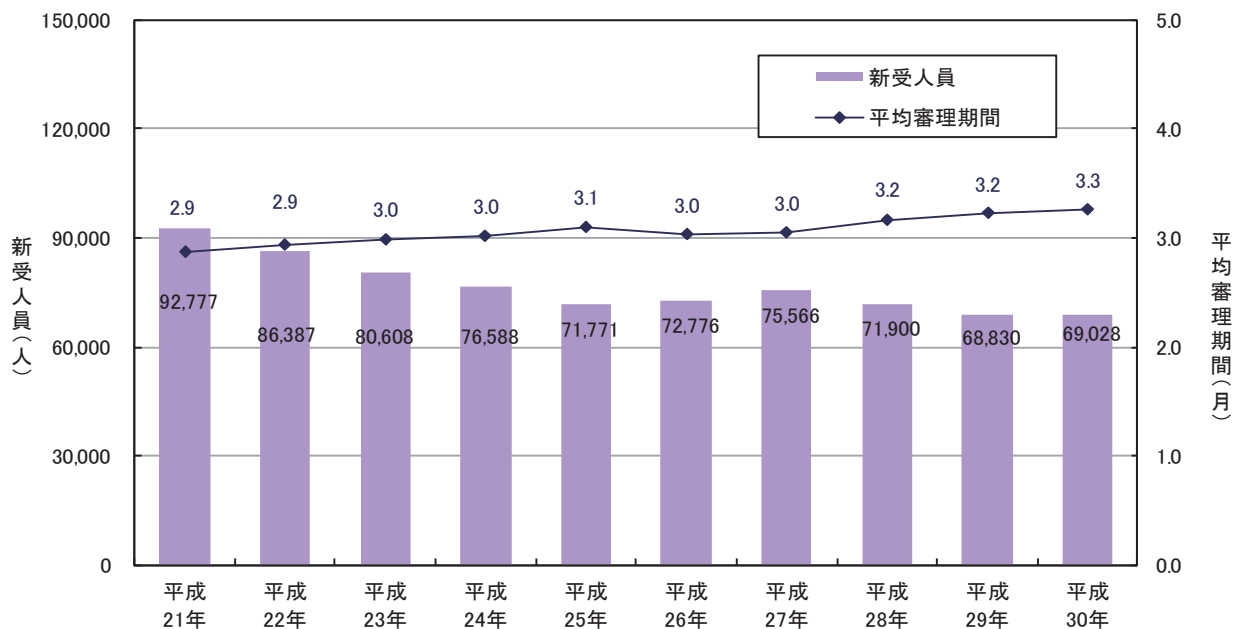
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員，終局人員）は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり，若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は3月前後で推移し，審理期間の分布についても前回と同様である。自白・否認別で見ると，自白事件の平均審理期間はおおむね横ばいであるが，否認事件については，平成27年から若干長期化傾向にある。刑事訴訟事件では，連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い，裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが，制度開始から10年近くが経過しても，そうした停滞が生じていることはうかがわれない。その余の主な統計データ（否認率，事案複雑等を事由とする長期係属実人員数，平均開廷回数，平均開廷間隔，平均証人尋問公判回数，平均被告人質問公判回数等）については，前回から大きな変化は見られない。

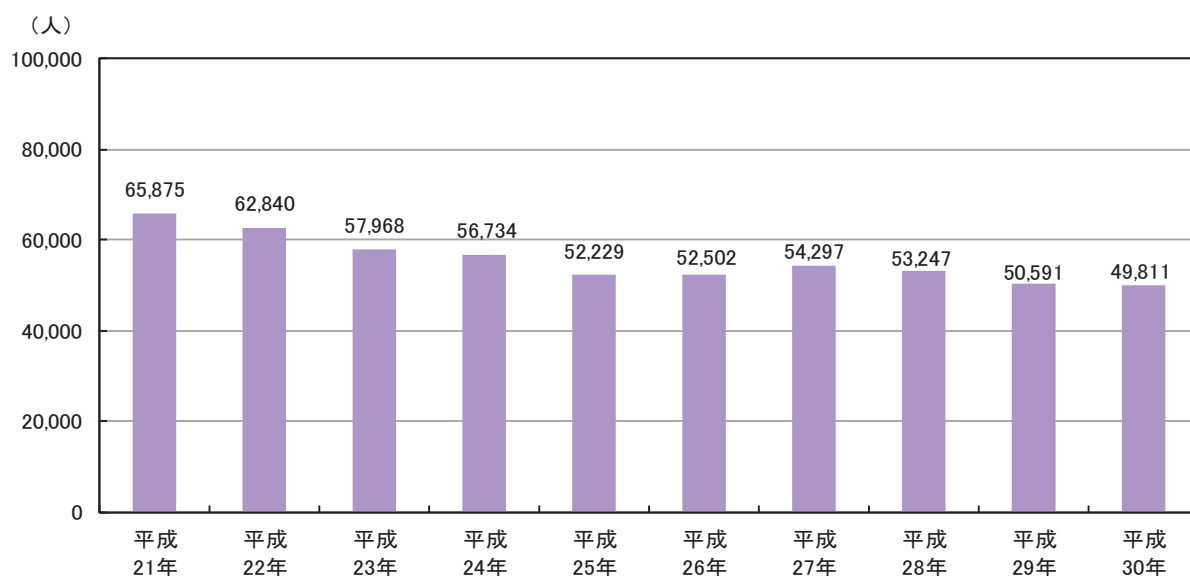
Ⅲ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。いずれについても、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。

【図1】新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚せい剤事犯、交通事犯が目立っている（第7回報告書77頁【表3】参照）。

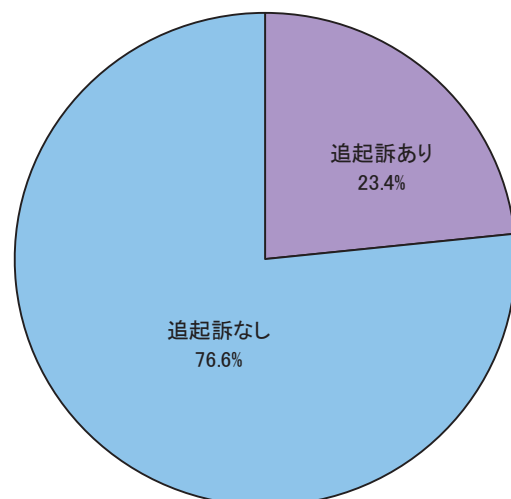
【表3】 主要罪名別終局人員（実人員）

	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	強制的性交等・同致死傷	業務上横領	殺人	傷害致死	現住建造物等放火	業務上・自動車運転過失致死傷	贈・収賄	その他刑法犯	覚せい剤取締法違反	道路交通法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	9,619	3,954	2,288	499	393	303	281	249	109	102	41	36	6,215	8,363	6,370	5,156	1,472	354	137	1	3,869
うち裁判員裁判対象事件	2	1	3	220	—	67	—	247	109	100	—	—	136	98	—	14	—	1	10	—	30

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- ※2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- ※3 「強制的性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」及び「集団強姦・同致死傷」のものが含まれる。
- ※4 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷（平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪）については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷（平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪）については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回（23.9%）とほぼ同様（23.4%）であり、全体の約4分の1を占める（第7回報告書77頁【図4】参照）。

【図4】 追起訴の有無別割合



Ⅲ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

全体の平均審理期間については【図1】【表5】のとおりであり、ここ10年間で見てもおおむね3月前後の期間で推移している。

【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員(実人員)	49,811	1,038
平均審理期間(月) ※1	3.3	10.1
受理から第1回 ※2	1.8	
第1回から終局 ※3	1.5	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.2	1.8
平均開廷回数 ※4	2.7	4.8
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.2	
※5 (第1回から終局まで)	0.6	
平均取調べ証人数	0.7	3.1
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.2
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.7
否認率(%)	9.3	51.2
弁護人選任率(%)	99.6	100.0
国選弁護人選任率(%) ※8	84.5	85.9
私選弁護人選任率(%) ※8	19.1	19.7
外国人(要通訳)率(%)	7.4	13.0
鑑定実施率(%)	0.4	7.9
検証実施率(%)	0.03	—

※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。

※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。

※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。

※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。

※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

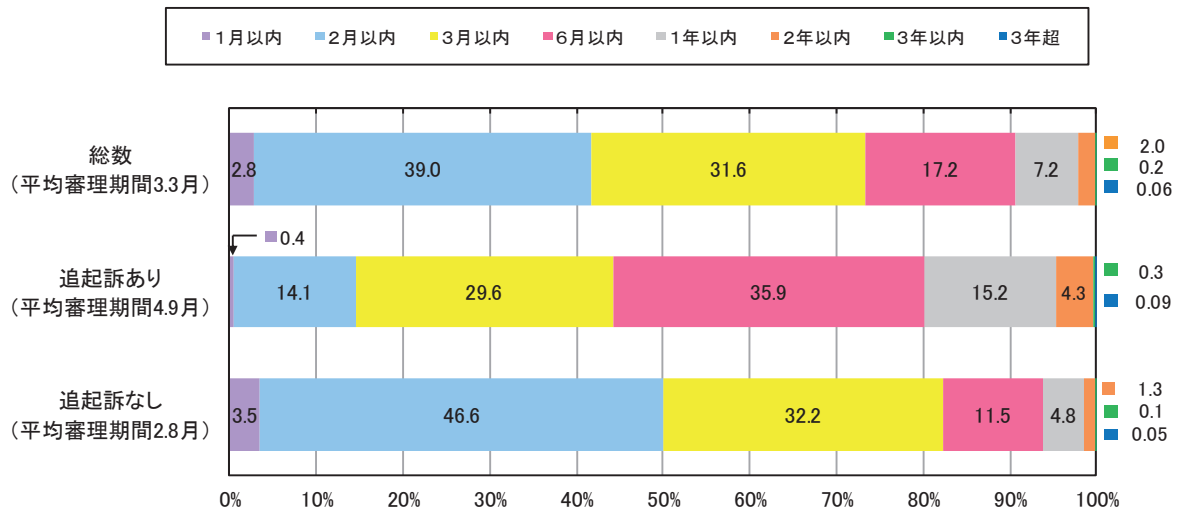
※8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。

※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は4.9月、追起訴のない事件の平均審理期間は2.8月で、前回（それぞれ4.8月、2.7月）からほとんど変化は見られない（第7回報告書79頁【図6】参照）。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

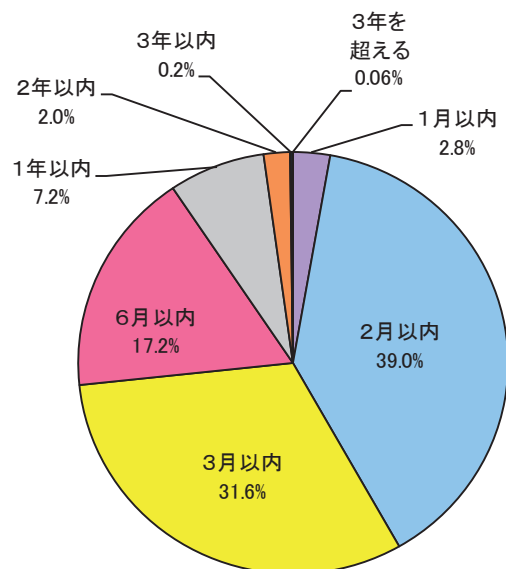


※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりである。前回と同様、約4分の3の事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超える事件が約2%にとどまっている（第7回報告書79頁【図7】参照）。

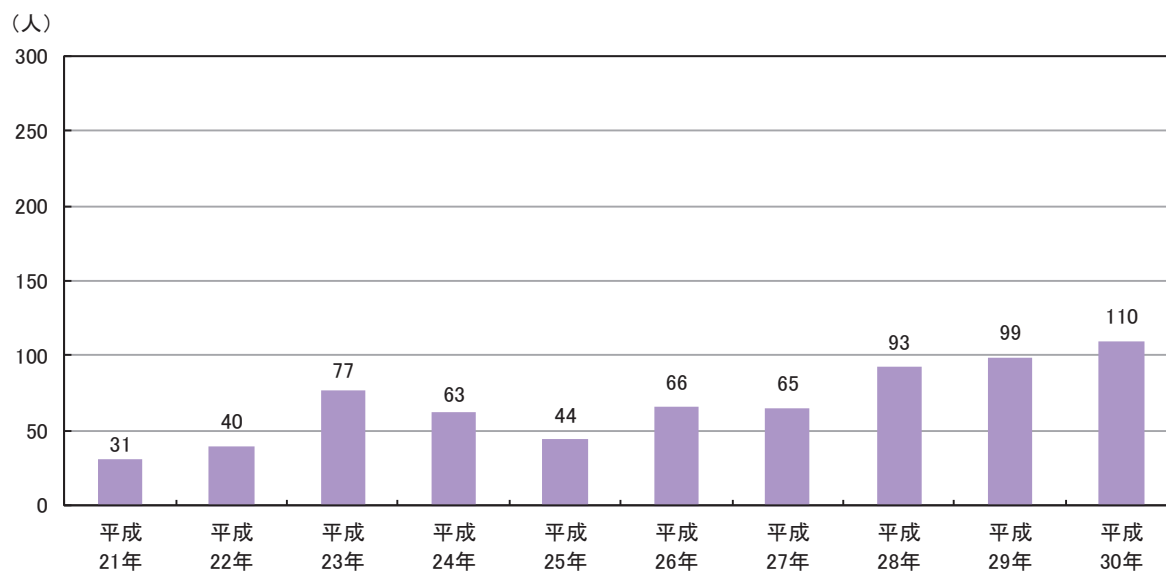
追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、前回と同様、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件がほぼ半数を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めている（第7回報告書79頁【図6】参照）。

【図7】 審理期間の分布

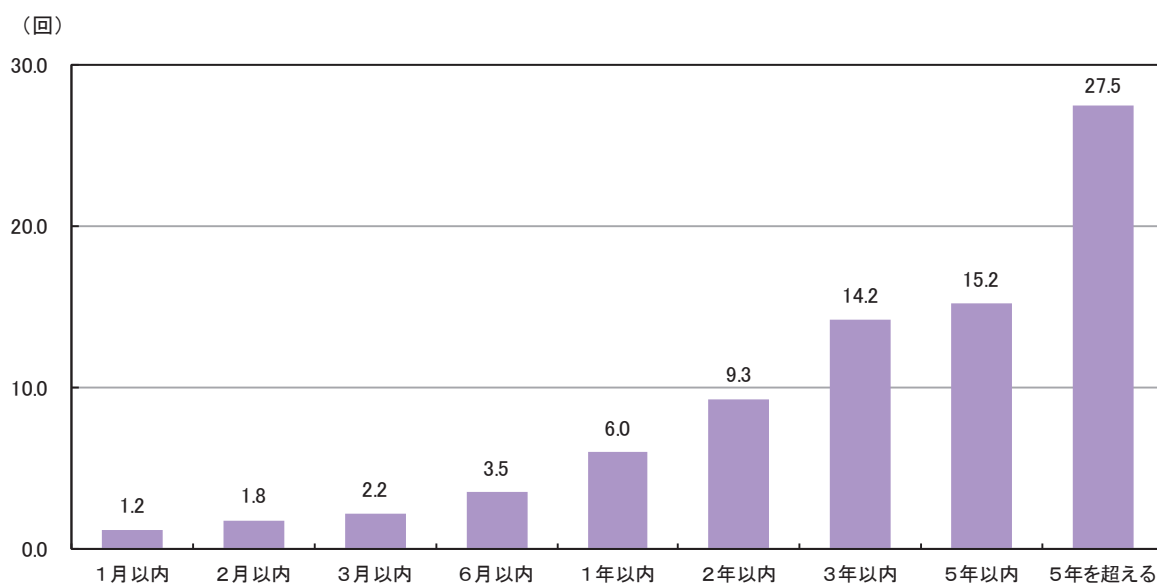


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（93人）から17人増加して110人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、前回からほとんど変化は見られない（第7回報告書78頁【表5】，81頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「平成29年における刑事事件の概況(下)」法曹時報71巻3号46頁から69頁(平成31年)。

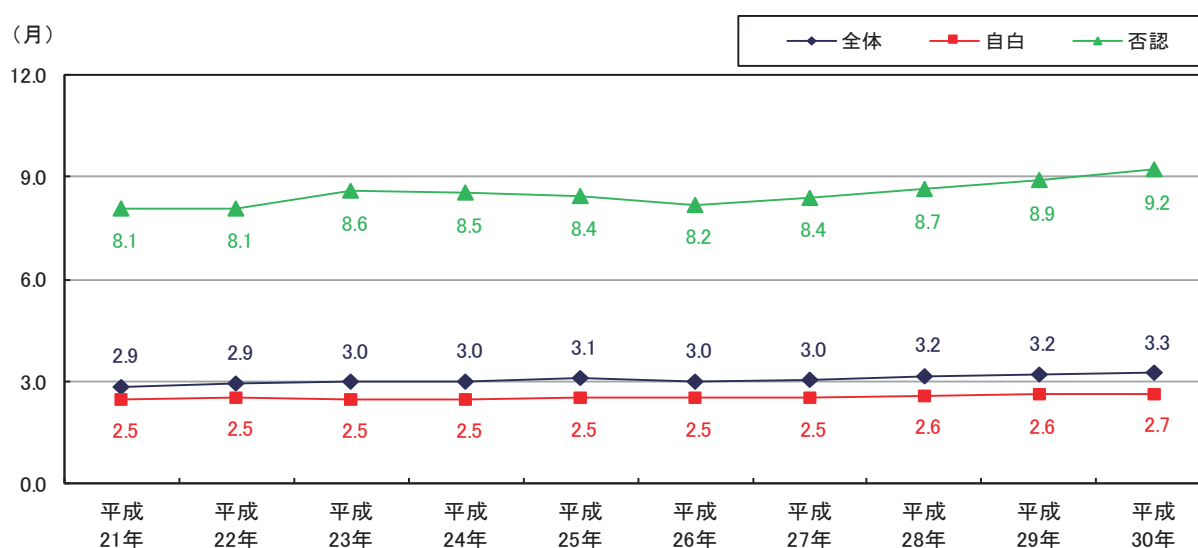
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)。

自白・否認別⁶での平均審理期間の推移については【図11】のとおりである。ここ10年間、自白事件については、2月台後半でおおむね横ばいであるが、否認事件については、平成27年から若干長期化傾向にあり、前回(8.7月)より0.5月長期化して9.2月となっている。

【表10】 平均開廷間隔(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.2	1.2	1.5

【図11】 平均審理期間の推移(全体、自白、否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間(総数)が、前回(10.4月)より若干長くなっている(11.0月)。自白・否認別で見ると、公判前整理手続に付された自白事件の平均審理期間は、前回(8.0月)より若干短くなっている(7.7月)一方で、公判前整理手続に付された否認事件の平均審理期間が、前回(12.3月)より長くなっている(13.4月)。(第7回報告書82頁【表12】【表13】参照)

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員	自白	否認	その他	公判前整理手続に付された人員	自白	否認	その他
終局人員	49,811	48,556	43,672	3,900	984	(2.5) 1,255	(1.0) 520	(1.5) 726	(0.02) 9
平均審理期間(月)	3.3	3.1	2.6	8.5	1.6	11.0	7.7	13.4	13.2

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の9人は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。

4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が62人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

			総数	合 議				単独
				法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	
公判前 整理手続	総数	終局人員	1,255	1,041	1,005	36	112	102
		平均審理期間(月)	11.0	10.2	10.0	16.1	18.4	11.6
	うち自白	終局人員	520	491	486	5	14	15
		平均審理期間(月)	7.7	7.6	7.6	8.1	12.0	6.9
	うち否認	終局人員	726	541	510	31	98	87
		平均審理期間(月)	13.4	12.5	12.2	17.4	19.3	12.4
	うち被告事件に ついての陳述 前に移送等で 終局	終局人員	9	9	9	－	－	－
		平均審理期間(月)	13.2	13.2	13.2	－	－	－
	公判前整理手続実施率(%)		2.5	44.8	98.0	2.8	17.8	0.2

※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。

2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。

3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

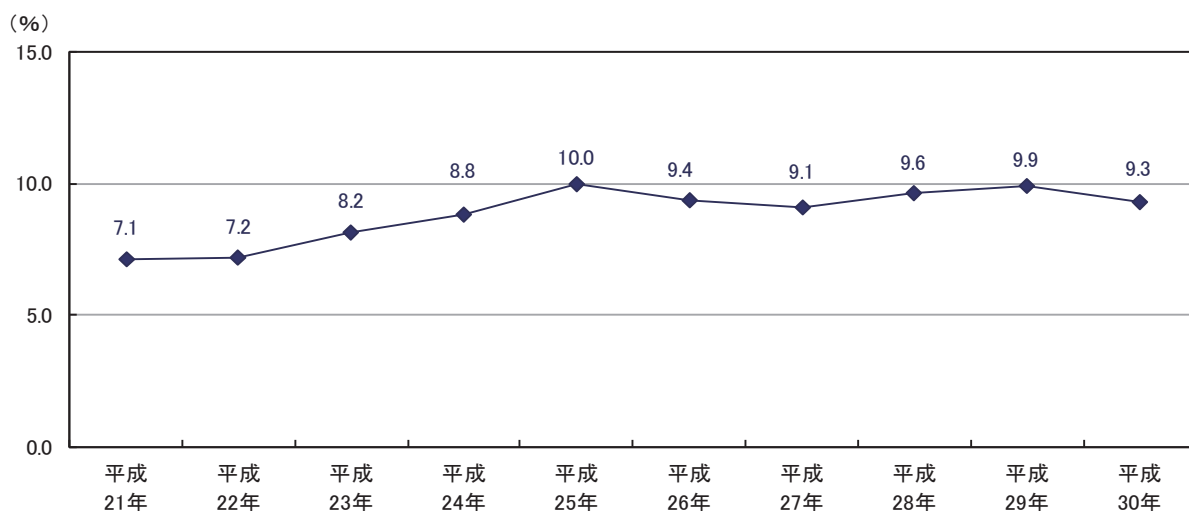
刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、非対象事件の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、上記のとおり、制度開始から10年近くが経過しても、そうした停滞はうかがわれない。

審理の状況に関する統計データを見ると、まず、否認率（9.3%）については【図14】のとおりであり、前回とはほぼ同様である。平均取調べ証人数（0.7人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.4%）、検証実施率（0.03%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化は見られない（第7回報告書78頁【表5】、83頁【表15】【表16】参照）。

なお、弁護人選任率や外国人（要通訳）率は【表5】のとおりであり、弁護人選任率（99.6%）は、前回から変化は見られないが、外国人（要通訳）率（7.4%）は、前回（4.9%）より増加している（第7回報告書78頁【表5】参照）。

控訴率（全体12.0%、自白9.0%、否認40.6%）については【表17】のとおりであり、前回（全体12.0%、自白8.9%、否認41.4%）から大きな変化は見られない（第7回報告書83頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.2

【表16】 平均被告人質問公判回数
（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】 控訴率（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
控訴率	12.0%	9.0%	40.6%

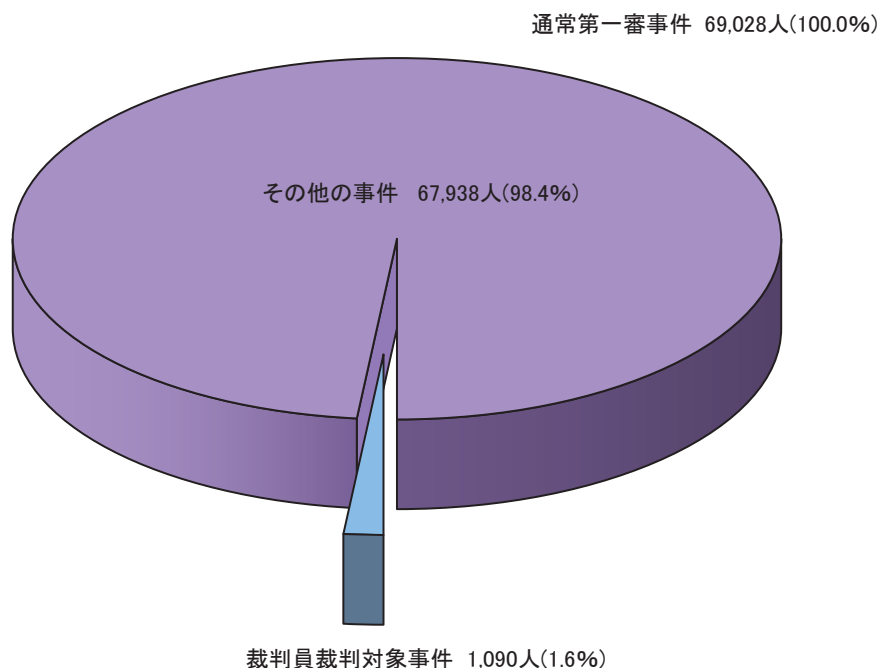
※ 控訴率は判決人員（有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員の合計）に対する控訴人員の割合である。

1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員は、平成 28 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況にある。判決人員についても前回から大きな変化は見られない。平均審理期間、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも平成 28 年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、特に自白事件の公判前整理手続期間については、改善の兆しが見られる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法 2 条 1 項各号に該当する事件及び同法 5 条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図 18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図 18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



※1 延べ人員である。

2 通常第一審事件には再審事件を含む。

3 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

まず、事件数の動向については【表 19】【図 20】のとおりである。新受人員は平成 28 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況にある。判決人員についても、前回（1,104 人）から大きな変化は見られない（1,027 人）。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表 19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	13,715	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090
強盗致傷	3,214	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281
殺人	2,995	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250
現住建造物等放火	1,355	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115
傷害致死	1,181	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82
覚せい剤取締法違反	1,078	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96
（準）強制わいせつ致死傷	1,061	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104
（準）強制性交等致死傷	963	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47
強盗・強制性交等	494	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24
強盗致死（強盗殺人）	331	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23
偽造通貨行使	232	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18
危険運転致死	202	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7
通貨偽造	122	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5
銃砲刀剣類所持等取締法違反	102	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16
集団（準）強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2
保護責任者遺棄致死	76	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4
組織的犯罪処罰法違反	54	6	5	—	—	3	14	18	1	7	—
麻薬特例法違反	30	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1
爆発物取締罰則違反	17	6	—	—	5	2	—	2	1	1	—
身の代金拐取	10	—	3	—	1	1	1	—	3	1	—
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	—	—	—	—	—
拐取者身の代金取得等	5	—	—	—	—	—	—	2	1	—	2
その他	42	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2

※1 延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「（準）強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。

6 「（準）強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の（準）強姦致死傷を含む。

7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

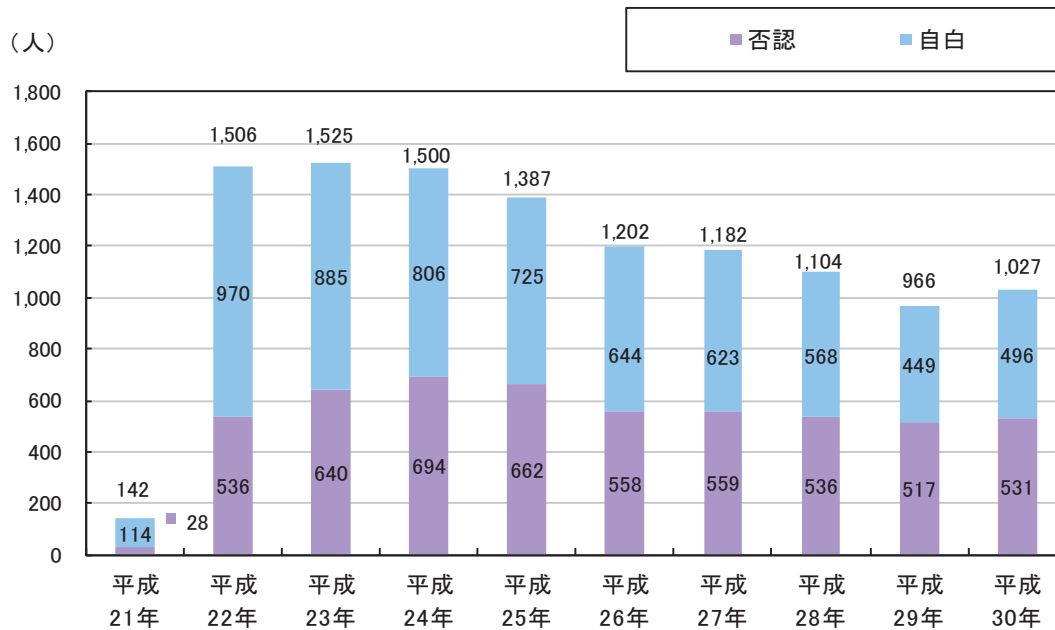
8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。

9 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

10 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移（自白・否認）



※1 判決人員は実人員である。

2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

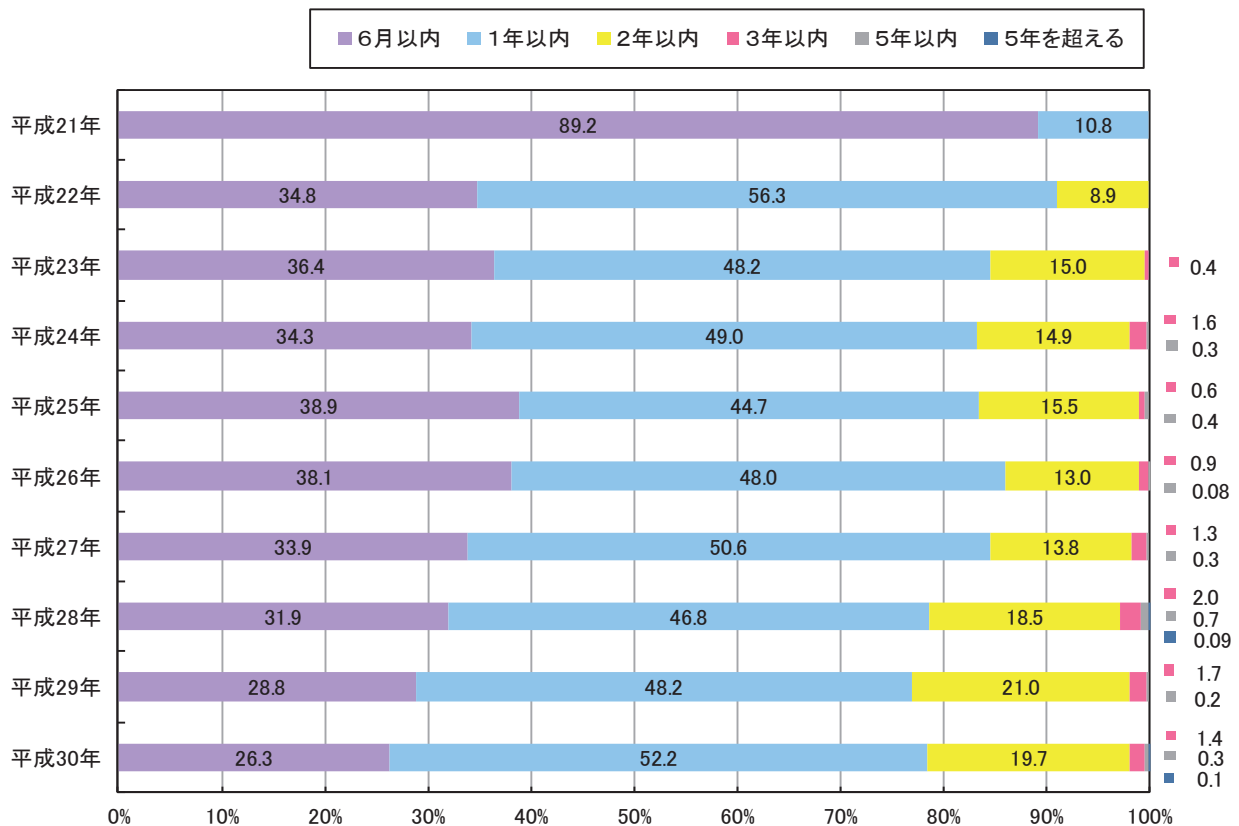
3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表5】【図20】⁷のとおりであり、終局人員で51.2%、判決人員で51.7%と、いずれも前回（終局人員で47.6%、判決人員で48.6%）より増加している（第7回報告書78頁【表5】、86頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回とほぼ同様（10.1月）となっており、審理期間が2年を超える事件の割合（1.8%）は、前回（2.8%）より1.0%減少している（第7回報告書78頁【表5】参照）。更に細かく見ると、平成30年においては、前回と比べて、①審理期間が6月以内の事件の割合が5.6%減少した（前回は31.9%、平成30年は26.3%）一方、②審理期間が6月超1年以内の人員の割合が5.4%増加している（前回は46.8%、平成30年は52.2%）（【図21】）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

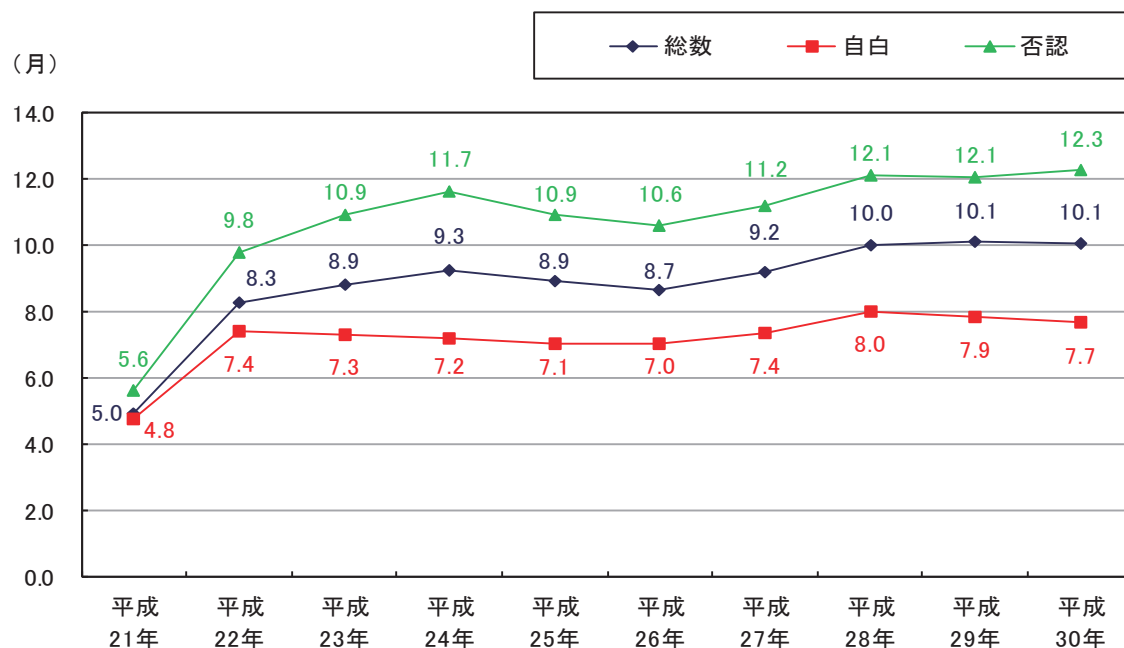
※2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおり、全体として前回とほぼ同様であり、長期化傾向に歯止めが掛かっている。特に、自白事件の公判前整理手続期間の平均については、前回（6.5月）よりも若干短縮し、改善の兆しが見られる。

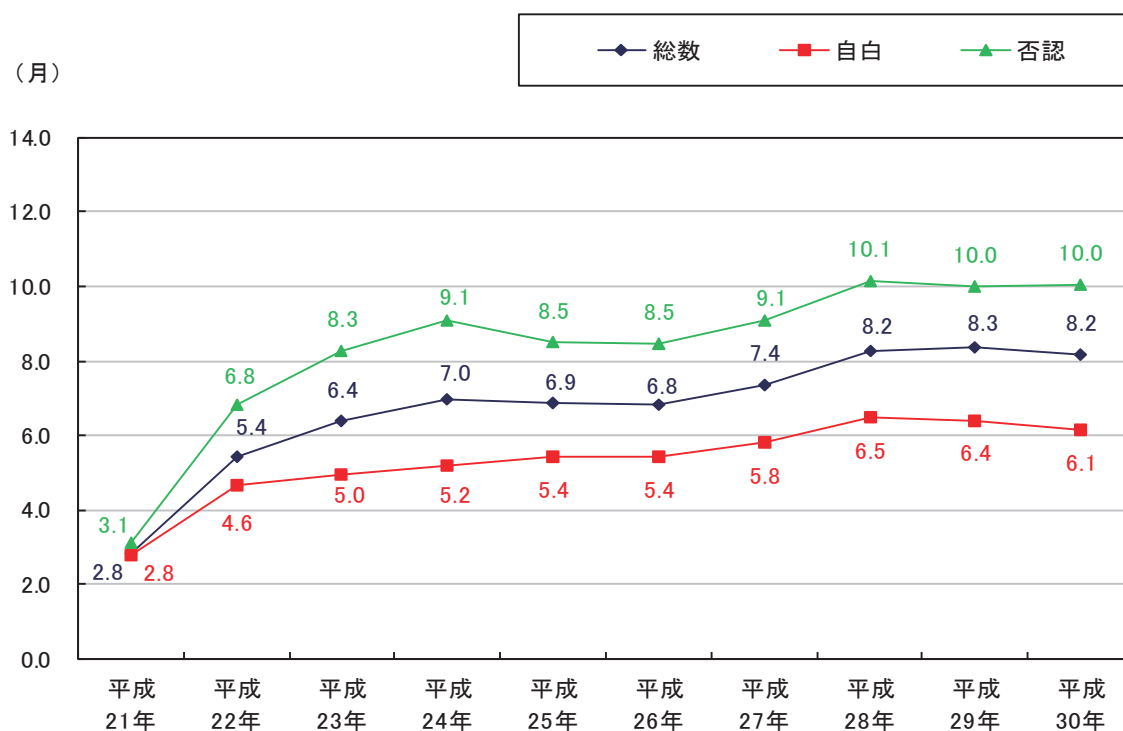
審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移を見ると、【図25】のとおり、公判前整理手続に特に長期間を要した一部の事件が全体の公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えているというよりも、全体的に公判前整理手続期間が長期化していることが公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えていることがうかがわれる。

平均開廷回数については【表5】のとおり4.8回となっており、前回からほとんど変化はない（第7回報告書78頁【表5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)

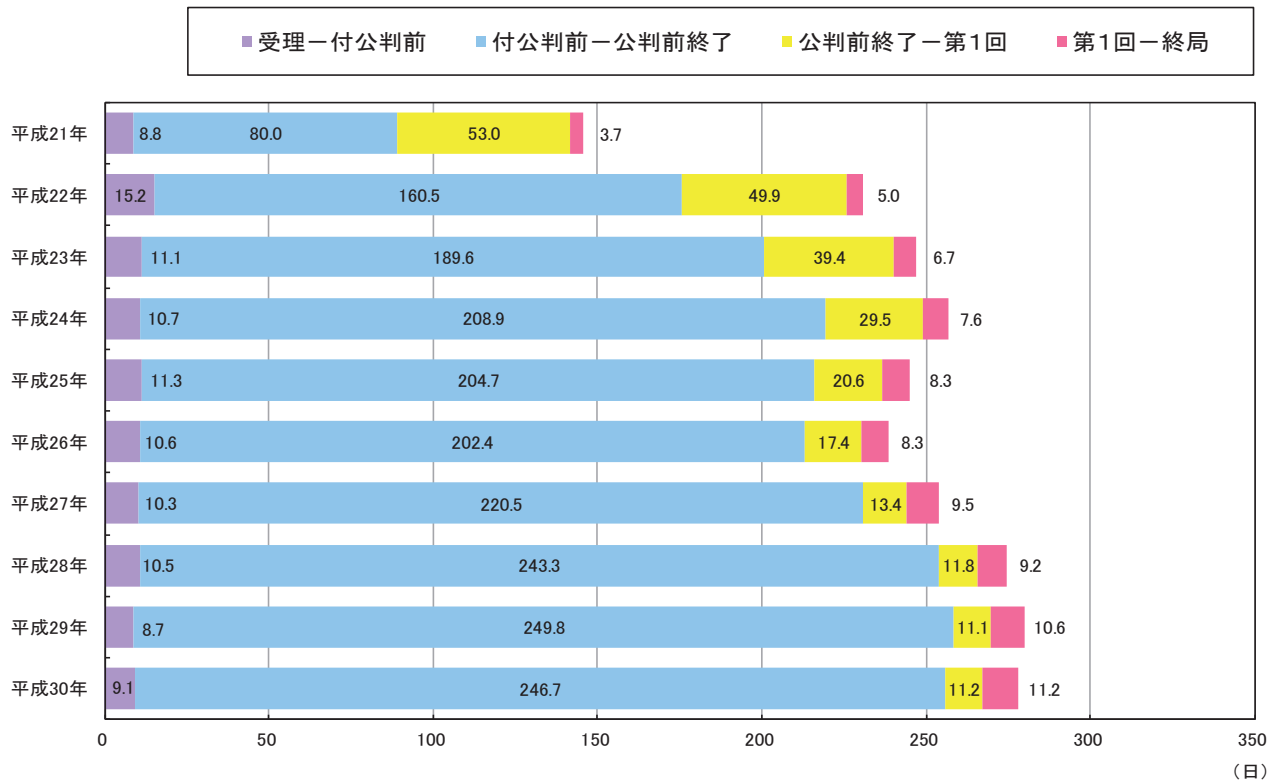


【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



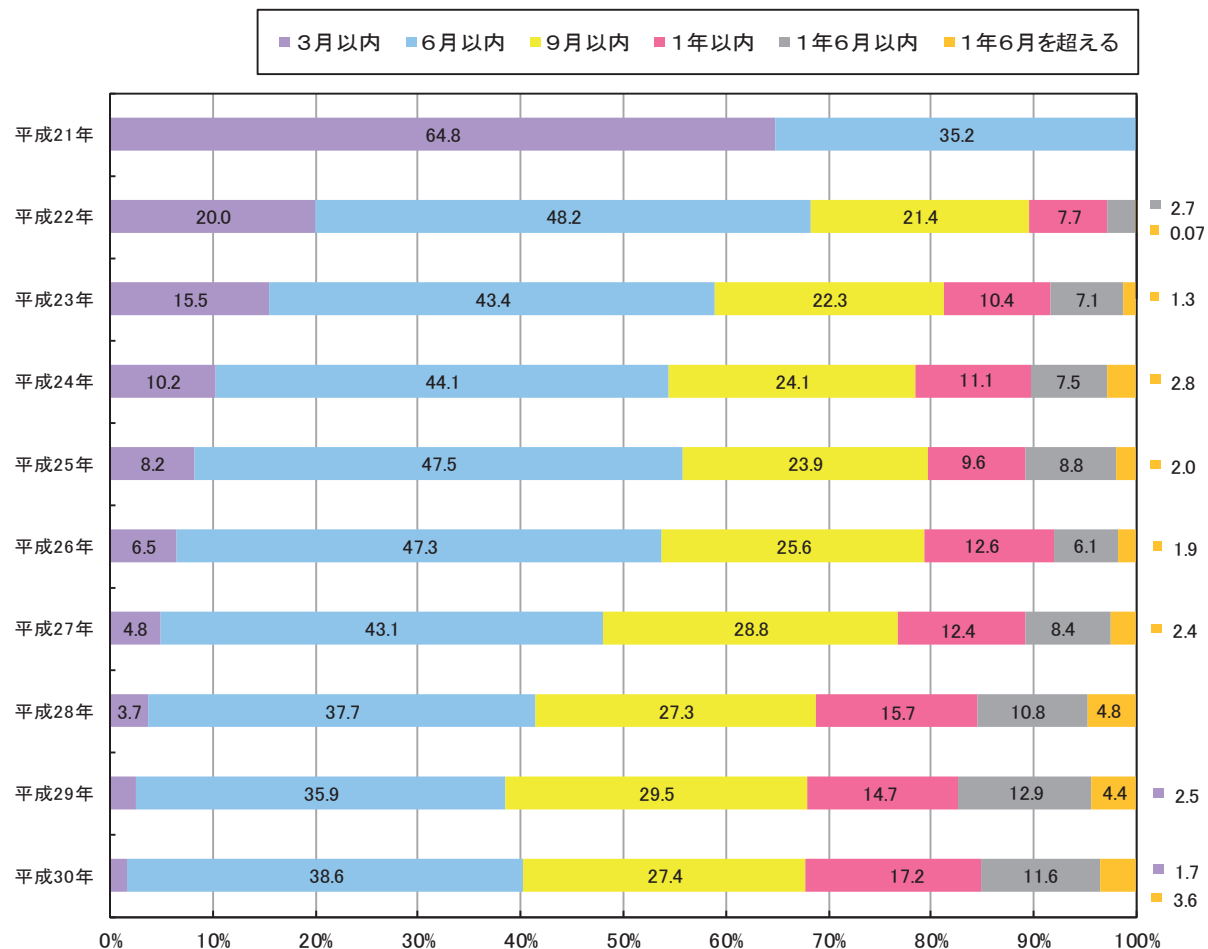
※1 刑事通常第一審事件票による。

2 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。

3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。

4 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



※1 判決人員は実人員である。

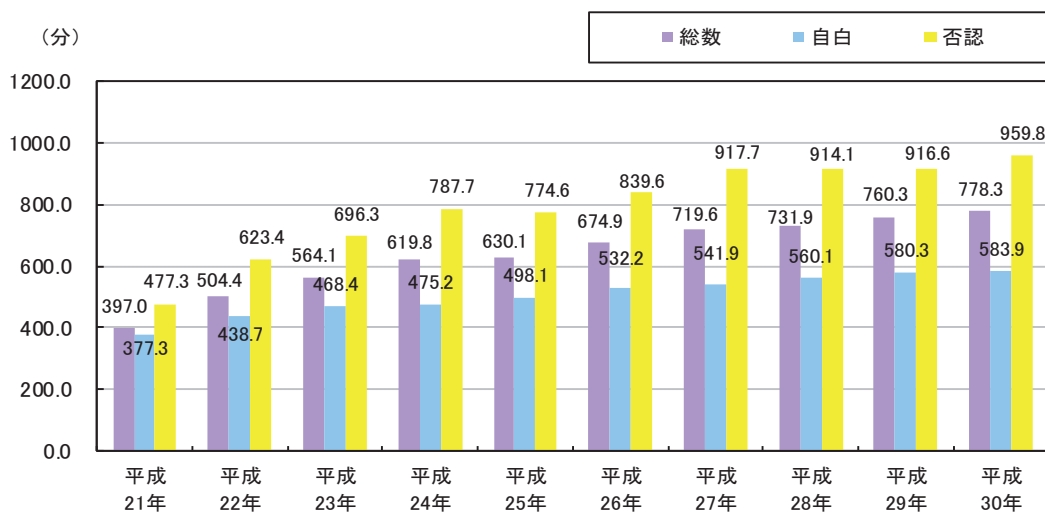
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件（583.9分）では、前回（560.1分）までと同様に若干の増加傾向が見られる。否認事件については、増加傾向が続いており、平成30年は、前回（914.1分）より45.7分増加し、959.8分となっている。

弁護士選任率（100.0%）は、前回と同様であるが、外国人（要通訳）率（13.0%）は、前回（5.8%）から大きく増加している。また、証拠調べの実施状況については、鑑定実施率（7.9%）が前回（6.1%）より増加していることを除き、平均取調べ証人数（3.1人）、平均証人尋問公判回数（2.2回）、平均被告人質問公判回数（1.7回）、検証実施率（0%）に大きな変化は見られない。（【表5】）（第7回報告書78頁【表5】参照）

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数（その多くは犯情関係と思われる。）は0.8人となっていて、裁判員法施行直後の時期（平成22年は0.4人）より顕著に増加している（「裁判員裁判の実施状況について」⁸ 8頁【表8】）。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10 11}

【図26】 平均評議時間の推移（総数・自白・否認）



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。
http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

⁹ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた（最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41（平成24年）参照）。

¹⁰ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹ 統計上は把握しにくいだが、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証（被告人の供述調書等）の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の概要と検証

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事裁判については、第7回報告書で指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっている。もっとも、長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難く、実情を踏まえた検討が必要となることから、平成30年3月及び10月に、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びに上記本庁2庁に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。調査事項としては、今回が初めての実情調査であることから、まずは公判前整理手続が長期化している要因について幅広く実情を聴取することに主眼を置くとともに、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等についても聴取することとした。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）事件内容について

ア 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

精神科医、法医学者、科学捜査の専門家等の意見といった科学的・専門的知見が問題となる事件が増加しているという現状認識が示され、このような現状認識については、大規模庁、中規模庁を問わず、法曹三者の間で一致していた。その背景については、様々な分野で科学技術が発達し、それが捜査で用いられるようになってきたとの指摘、責任能力との関係では、非典型的な精神障害を理由に責任能力が争われる事件や、責任能力自体は争わないが情状として精神障害の影響を主張する事件が増えてきたとの指摘などがあった。

そして、科学的・専門的知見が問題となる事件では、①弁護人において、協力してもらえる専門家を探し出し、検討を依頼することが多く、これに時間を要している、②検察官においても、公判に提出する証拠を裁判員等に分かりやすいものとする必要があるため、その準備に労力を要している、③専門家に法廷で証言してもらうこととなった場合には、カンファレンス（専門家による鑑定結果の報告等について、裁判員に分かりやすく行うために、法曹三者と専門家との間で行う事前の打合せ）にも時間を要する、④起訴の段階で専門家の意見書の作成が未了で、弁護人の検討が意見書待ちになってしまうこともある、などの意見が出された。

イ 電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加

電子メールやSNS、携帯電話の通話・通信履歴、防犯カメラ映像、取調べの録音録画記録媒体等の客観的証拠が増加しているという点についても、大規模庁、中規模庁を問わず、法曹三者で現状認識が一致していた。

そして、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠については、①証拠の量が膨大となりやすい上、電磁的な証拠については、証拠開示に際して、閲覧や謄写の方法に関する技術的な問題も生じ得るため、検察官による証拠開示や開示を受けた弁護人側における検討に多くの手間と時間を要している、②検察官において公判に提出する証拠を作成するに当たり、裁判員等への分かりやすさの観点から専門家による画像の鮮明化や編集作業等が必要となり、これに時間を要する、③客観的証拠が収集されていることによって争点が絞られる場合もあるが、そのような場合であっても、当事者の準備や検討に相当の時間や労力を要するため、全体として見れば、やはり公判前整理手続期間が長期化する要因となっているなどの意見が

出された。

ウ 捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加

大規模庁では、法曹三者から、捜査段階で黙秘する事件や否認事件が増加しているという現状認識が示され、このような現状認識については、中規模庁においても法曹三者で概ね共通していた。その背景については、弁護士の間で捜査段階では黙秘することを基本とする研修等が行われるようになったことが影響しているとの指摘があった。

そして、否認事件の増加が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、法曹三者で認識が一致していた。また、捜査段階で黙秘する事件が増加していることについては、捜査段階で黙秘する事件では、①弁護人側が証拠開示の請求を徹底して行い、開示された証拠を吟味してから主張を組み立てるので、弁護人側の主張が明示されるまでに時間を要している、②公判前整理手続で初めて弁護人側の主張が明らかにされるので、検察官の補充捜査が必要となることもあり、その場合には更に時間を要しているなどの意見が法曹三者から多く出されたが、弁護人の側からは、①捜査段階で黙秘していてもその間に必要な弁護活動は行っており、起訴後においても、自白事件であれば早期に争わないという方針を示すこともあるなど、捜査段階で黙秘していたか否かで弁護活動に違いはないから、公判前整理手続の長期化に影響しない、②黙秘をすることによって捜査段階での供述の任意性や信用性といった論点がなくなるという面もあるので、必ずしも公判前整理手続が長期化するわけではないなどの指摘もあった。

(2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

ア 当事者の訴訟活動

証拠開示等については、主に弁護人の側から、検察官による開示は基本的に円滑に行われているとの意見がある一方で、公判に提出する証拠の圧縮・統合作業に時間がかかるなどして公判前整理手続の進行が遅れることもあるとの意見もあった。また、裁判所や検察官の側から、全ての証拠を確認してからでないと弁護人側の主張を明示できないとして、証拠開示請求が広範にかつ五月雨式に行われるため、証拠開示に時間がかかっているとの意見があったほか、裁判所の側からは、証拠開示について当事者間でやることは主体的にやるべきだが、検察官と弁護人との間でそのような主体的な意思疎通が図られていないのではないかと意見もあった。

また、主張の整理等については、弁護人の側から、検察官は立証構造を意識せずに漫然と事実を主張し、検察官が考える主張・立証の構造が分からないことがあるとの意見や、裁判所の側から、弁護人から段階的に暫定的な主張が示されれば、検察官においても証拠構造型の主張を出すなどして検討を進めていくことが可能となるが、弁護人が全ての証拠を確認してからでないと主張を明らかにできないなどとして頑なな対応をとると、争点等の整理を終えるのに時間がかかってしまうとの意見があったほか、主に検察官の側から、弁護人がようやく主張を明示してもその内容が非常に簡略なものに留まることがあり、検察官としては争点が分からないので弁護人に釈明を求めるが、回答してもらえない場合も多いため、求釈明を繰り返してしまうことで、長時間を要するケースもあるなどの意見もあった。

以上のとおり、当事者の訴訟活動については、事件内容と異なり、大規模庁及び中規模庁のいずれにおいても、法曹三者から認識を異にする様々な意見が出された。

イ 裁判所の訴訟指揮

裁判所の訴訟指揮については、弁護人の側から、審理計画が狂わないように詳しく事情を把握しようとして、過度に詳細な争点整理を行っており、公判の先取りのような形になっているのではないかと意見や、裁判所の側から、間接事実型の事案において、検察官が主張する事実について一つ一つ事細かにその意味や必要性等について説明させたり、自白事件においても、口頭でのやりとりで足りるにもかかわらず、当事者双方に対し、それぞれが重要と考える情状事実を書面で提出させたりするなどして徒に時間を要しているとの自省的な意見が出された一方で、検察官の側から、①以前は積極的に争点整理に臨んでいたが、

最近、当事者主義に配慮しすぎており、弁護士から十分な主張がされていないのに、裁判所が積極的に争点整理に関与することなく、十分な争点整理をしないまま公判期日を迎えるケースもあるので、以前のように積極的に争点整理や求釈明を行うべきではないか、②当事者の主張がかみ合っているかを確認するなどせずに主張のやりとりを当事者任せにすることによって、長期間にわたって無駄な主張の応酬を招いてしまうことがある、③当事者の一方から相手方に対して求釈明が行われた場合に、釈明事項を整理することなく漫然と相手方に釈明を求め、争点整理が進まないことがあるとの意見も出された。

以上のとおり、裁判所の訴訟指揮についても、法曹三者から認識を異にする様々な意見が出された。

(3) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 現状に対する評価

公判前整理手続が長期化している現状に対する評価については、裁判の準備に1年も2年もかかるというのは一般国民には理解してもらえない、被告人の身体拘束の長期化や証人の記憶の減退の問題があることから、できる限り早期に公判に入るべきであるなどとして、現状では長すぎるとの意見が法曹三者から出された一方で、弁護人の側からは、被告人の防御をないがしろにして拙速な争点整理をするべきではなく、長期化していることが一概に悪いとはいえないとの指摘もあった。また、裁判所の側からは、当事者の訴訟活動を見ると、被告人の身体拘束の長期化や証人の記憶の減退の点について問題意識を持っているのか疑問に感じる場面もあり、公判前整理手続が長期化することの弊害について認識が十分に共有されていないのではないかといった意見もあった。

イ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策としては、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該裁判を担当した法曹三者が集まって振返りの機会を設けたり、法曹三者の間で公判前整理手続の在り方等に関する研究会や協議会を設けて議論したりするなどの取組が紹介された。もっとも、これに対しては、議論した成果が法曹三者で十分に共有・継承できておらず、必ずしも実務の運用改善に結びついていないとの指摘や、裁判員制度施行当初は熱心に議論しその成果を運用改善に活かすことができていたが、最近では開催頻度や参加者が減り有効に機能していないとの指摘もあった。

また、充実・迅速化のための方策として従前から行われている起訴後早期の打合せについては、主に裁判所の側から、当事者双方にメリットがある形で争点整理手続を促進できる有効なツールであるとの意見が出された一方で、検察官の側から、証拠を見ない限り何も言えないという弁護士が多いので、顔合わせする程度の意味しかなくなっているとの指摘や、弁護人の側から、特に事実を「認める」ことについては暫定的な見通しであっても示すことは難しいとの指摘があった。公判期日の仮予約についても、争点整理を終えてから公判期日の調整を行っては公判期日がかかなり先にしか入らないため、迅速な裁判を実現するために必要な工夫であるとして概ね肯定的な意見が出されたが、弁護人の側からは、仮予約した公判の日程が既成事実となって、拙速な争点整理につながるリスクがあるとの意見もあった。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加といった事件内容の変化は、科学技術の進展等を背景とするものであり、これを所与のものとして対応を考えなければならないという意味において外在的な要因といえ、法曹三者の取組を通じて改善を図ることは容易ではないが、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識共有が十分に図られていないことについては、法曹三者で今後取り組むことにより改善を図っていくべき課題であるとの意見が出された。また、一部の事件の影響ではなく、全般的に公判前整理手続が長期化しており、改めて迅速化のメリットを法曹三者が認識した上で、迅速化に向けて意識的に取り組まなければ長期化を解消することはできないと思われるとの意見や、公判前整理手続が長期化すること

は望ましくないという認識は法曹三者で共通していると思われることから、法曹三者において、その認識をベースとして議論し、公判前整理手続はどう在るべきかについての認識を共有していくことで現状が改善されていくのではないかと意見も出された。

4 今後に向けての検討

実情調査の結果等によれば、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化（科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加）、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられる。

もっとも、検証検討会でも指摘されているとおり、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期化の大きな要因の一つであることがわかれるものの、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的要因であり、訴訟関係者の取組を通じてこれらの要因による公判前整理手続の長期化を改善することは容易ではないと思われる。したがって、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて取り組むべき主な対象は当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮ということとなろう。

そこで、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、上記2（2）のとおり、これらについては法曹三者から認識を異にする様々な意見が出されたところであり、このような状況に鑑みれば、第7回報告書で指摘したとおり、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、手続の主催者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で認識共有が十分に図られていないことが改めてうかがわれたところであり、これが長期化の大きな要因になっていると考えられる。すなわち、この点について認識共有が十分に図られていないことによって、法曹三者それぞれにおいて、上記2（2）で指摘したように、公判前整理手続の基本的な在り方が共有されていけば不必要と考えられるようなやりとりを徒に重ねたり、あるいは、当然行われるべき対応等が行われなかったりすることにつながり、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることができないという事態を招いていると考えられる。

法曹三者においては、現状に満足することなく、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の基本的な在り方についてより議論を深め、認識の共有を図っていくことが求められよう。また、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約といった従前から行われている取組についても、これらの点について認識共有が進めばより有効に機能していくものと思われる。